

## 一般競争入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 委託業務内容

- (1) 委託業務名 岩手県立宮古高等技術専門校寄宿舎賄業務
- (2) 仕様等 「岩手県立宮古高等技術専門校寄宿舎賄業務委託仕様書」による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (4) 履行場所 岩手県立宮古高等技術専門校 寄宿舎（向技寮(厨房及び食堂)）  
岩手県宮古市松山第8地割29番3地内

### 2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の3(6)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

### 4 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

(4) 適正な入札が阻害されると認められる場合

(5) その他、上記(1)から(4)と同視しうる関係があると認められる場合

## 5 入札

(1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。

(2) 入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。

## 6 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものととして取扱うものとする。

## 7 入札書

(1) 入札書は、県が示す様式に次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。

ア 入札年月

イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名及び印を加えるものとする。）

ウ あて名（岩手県立宮古高等技術専門校長とする。）

エ 入札金額

オ 業務名

(2) 入札金額は、総価で入札に付すること。また、入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

(4) 入札書は、提出後においては、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 8 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

(1) 委任者の住所、氏名及び印

(2) 委任事項

(3) 受任者の住所、氏名及び印

9 入札保証金

入札公告に示すとおり。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札金額が判別できない場合

(2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合

(3) 入札書に所定の記名押印のない場合

(4) 入札金額を訂正した入札書

(5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合

(6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合

(7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合

(8) 無資格者又は無権代理人が入札した場合

(9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

11 開札及び落札者の決定

(1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。

(2) 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじで落札者を決めなければならない。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(4) 開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を発表するものとする。

12 再度入札

(1) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。

(2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。

(3) 入札執行回数は3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

### 13 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結し当該保険証券を提出したとき
  - イ 落札者が過去 2 年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断できる書面を提出した場合。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

### 15 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札公告の 3(3)及び(4)の資格については、当該規定で示す期間を(1)の期間に読み替えて、(1)の規定を適用するものとする。
- (3) 契約条項は別添契約書(案)のとおりとする。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 16 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先

岩手県立宮古高等技術専門校

〒027-0037 岩手県宮古市松山第 8 地割 29 番 3

電話 0193-62-5606 FAX 0193-64-6596